

『健全化判断比率』と『資金不足比率』を公表します！

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月公布）は、自治体の財政破たんを未然に防止するため、国が財政状況を把握して悪い傾向にある自治体へ健全化を促すための法律です。

具体的には、地方公共団体の決算状況を「財政健全化の指標」という比率で表し、公表するというものです。

この度、雄武町の令和3年度決算状況に基づいて、この「財政健全化の指標」をまとめましたのでお知らせします。

その前に…『財政健全化の指標』とは？



「健全化判断比率」と「資金不足比率」を財政健全化の指標と呼びます。

では、健全化判断比率 とは何でしょう？

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

これら4つの比率のことを

「健全化判断比率」と呼びます。

※この数値が大きくなるほど深刻さを表します。

【雄武町の健全化判断比率】

比率の種類	雄武町の比率			財政健全化法に基づく基準	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	—	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	—	—	20%	30%
③実質公債費比率	7.8	8.2	8.1	25%	35%
④将来負担比率	—	—	—	350%	

※「—」は比率が生じないことを表します。

深刻

悪化

黄色の基準を超えた場合は早期に財政を健全化するための計画を定め、計画達成に取り組まなければなりません。

赤色の基準を超えるといわゆる、「破たん状態」となります…

この基準を超えると
「黄信号」

この基準を超えると
「赤信号」

用語の説明	
実質赤字比率	雄武町一般会計の赤字度合いを表した比率です。
連結実質赤字比率	雄武町の一般会計と、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護老人保健施設事業特別会計、国民健康保険病院事業会計の8つの特別会計を合算して、赤字度合いを表した比率です。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の雄武町の標準財政規模に対する比率（3ヶ年平均）です。
将来負担比率	雄武町が将来、支払っていかなければならない地方債や負担しなければならぬ債務を、町の財政規模と比較して表した比率です。

次に、『資金不足比率』とは何でしょう？



水道事業や下水道事業などの公営企業ごとに、その年度の資金不足額が事業規模に対して、どのくらいの割合となっているのか表した比率を、

「資金不足比率」と呼びます。

※この数値が大きくなるほど深刻さを表します。

雄武町の8つの特別会計のうち、3つが公営企業会計です

【雄武町の資金不足比率】

雄武町の公営企業会計	雄武町の比率			財政健全化法に基づく 経営健全化基準
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	20%
公共下水道事業特別会計	—	—	—	
国民健康保険病院事業会計	—	—	—	

※「—」は比率が生じないことを表します。

悪化

黄色の基準を超えてしまうと、「経営健全化計画」を定め、計画に沿って資金不足解消に努めなければなりません…

この基準を超えると
「黄信号」

～各比率算定に係る会計等の範囲～

一部事務組合等	北海道紋別郡雄武町		
	特 別 会 計		普通会計
・北海道市町村総合事務組合 ・北海道市町村備荒資金組合 ・北海道市町村職員退職手当組合 ・北海道町村議会議員公務災害補償等組合 ・北海道後期高齢者医療広域連合 ・網走地方教育研修センター組合 ・紋別地区消防組合 ・西紋別地区環境衛生施設組合 ・広域紋別病院企業団 ・雄武町観光開発株式会社 ・有限会社おうむアグリファーム	公営企業会計	・国民健康保険事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・介護サービス事業特別会計 ・後期高齢者医療事業特別会計 ・介護老人保健施設事業特別会計	・一般会計
	・簡易水道事業特別会計 ・公共下水道事業特別会計 ・国民健康保険病院事業会計		
	資金不足比率 会計ごとに算定		実質赤字 比 率
	連 結 実 質 赤 字 比 率		
	実 質 公 債 費 比 率		
将 来 負 担 比 率			